

親族の扶養義務は どこまで？

相談者の気持ち

長らく音信不通だった兄が突然私の家に転がり込んできました。相変わらず定職に就かず酒浸りです。兄は独身で子どもはおらず、両親や祖父母、他の兄弟姉妹などもいないので、親族は私だけです。私は兄の面倒を見なければならぬのでしょうか。



相談者自身の生活に余力がある場合、お兄さんの面倒を見る(扶養する)義務があります。

民法(以下、法)には、親族間の扶養義務に関する規定がいくつか存在します。そのうち、法877条1項は「…兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある」と定めていますから、本件の相談者はお兄さんを扶養する義務を負います。なお、お兄さんには、妻子や両親、他の兄弟姉妹など、相談者以外の親族がいないので、扶養義務を負うのは相談者だけです。

では、相談者はお兄さんに対して、どのような内容の扶養義務を負うのでしょうか。一般に、扶養義務は「生活保持義務」と「生活扶助義務」に区別されています。生活保持義務とは、扶養権利者(扶養される者)の生活を扶養義務者(扶養する者)の生活水準と同程度に維持する義務であり、親子間(未成年の子とその親)や夫婦間に生じます。これに対し、生活扶助義務とは、扶養義務者自身の生活に余力がある場合に、その余力をもって扶養権利者を扶養する義務です。この生活扶助義務は、親子間(老親と成年した子)や兄弟姉妹間に生じます。本件の相談者が負うのは生活扶助義務ですから、相談者自身の

生活に余力がない場合、お兄さんを扶養する義務はありません。この場合、お兄さんは自ら働くか、生活保護を受給することになるでしょう。

生活扶助義務の具体的内容について法の定めはないため、相談者が生活扶助義務を負う場合、扶養の内容および程度は、お兄さんとの協議によって定まります。仮に「扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家庭裁判所が、これを定める」(法879条)こととなります。扶養の内容および程度は、個別具体的な事情に応じて決定されますが、生活保護の水準が1つの目安になります。

扶養の方法には、①金銭による扶養、②現物による扶養(衣食住に必要な現物を提供すること)、③引取による扶養(扶養権利者を同居させつつ現物による扶養を行うこと)があります。生活扶助義務の場合、①が原則であり、③は扶養権利者と扶養義務者の合意があることを条件に認められます。そのため、相談者は必ずしも自宅でお兄さんと同居する必要はなく、余力がある場合に限り生活費(扶養料)として金銭を支給すればよいでしょう。